

広野台第2自治会 災害への備え ①

皆さんでご覧いただき、災害に備えてください。

台風・大雨時の避難情報について

台風・大雨など 事前に被害が予想できる自然災害 に対しては、市からの連絡に頼ることなく、自らの判断で自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要です。

そのために警報などの防災気象情報を利用して、被害を未然に防いだり、軽減することが可能です。テレビやスマートフォンの気象情報サービスから最新の情報を入手して、早めの行動をとってください。



市から発令される避難情報には3種類あります

①【高齢者等避難】

⇒ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域内にいる高齢者や身体の不自由な方等、避難に時間のかかる方、またその支援をする方が安全な場所へ避難を開始するタイミングです。

②【避難指示】

⇒ 災害が発生する恐れが非常に高い状況を示します。土砂災害警戒区域や浸水想定区域内にいる居住者等はこの時点で避難する。避難施設までの移動が危険または困難な場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難してください。

③【緊急安全確保】

⇒ 既に災害が発生・切迫している状況であり、すでに安全な場所への避難が難しい段階を示します。指定緊急避難場所などへの避難がかえって危険と考えられる場合は、なるべく高い場所へ移動したり、崖から離れた場所へ移動する等、命を守るための最善の行動をとりましょう。

広野台地区には土砂災害警戒区域や浸水想定区域内はありませんが、皆さんの住居の状況（立地や家屋の状態）に応じ、早めの行動をとってください。

広野台地区の指定緊急避難場所は相模野小学校です。

広野台第2自治会 災害への備え ②

皆さんでご覧いただき、災害に備えてください。

避難行動と避難所

地震災害と風水害では避難行動が異なります。

地震と風水害の避難行動

	地震	風水害
発災時	命を守る行動	すでに避難完了
避難行動時	いっとき集合場所・いっとき避難場所で近隣住民の安否確認や、救助救出、消火、状況把握などを行う	避難が必要なときは隣近所と声を掛け合い、速やかに危険区域外または建物の上層階へ移動
避難所・指定緊急避難場所受け入れ対象者	住宅が被災した方	洪水、土砂災害の危険区域に居住する方



地震も台風も備えは同じです

避難所と指定緊急避難場所

	避難所	指定緊急避難場所
行くとき	自宅などが被災し住めなくなったとき	自己判断や避難情報で避難するとき
行先	避難所または親戚・知人宅など	指定緊急避難場所または危険区域外の親戚・知人宅など
ペット	可（ゲージに入れるなどの条件あり）	不可（天候回復後は、早期に通常利用するため）
飲食物支援	あり	なし
組織	避難所運営委員会	無



相模野小への行きかたを覚えましょう

広野台地区には土砂災害警戒区域や浸水想定区域がないので、避難情報が発令される可能性は少ないですが、**指定緊急避難場所**（相模野小）は覚えてください。

避難先は指定緊急避難場所だけではありません。安全な場所に住む親せきや知人宅に避難することも考えてください。

※指定緊急避難場所について

- ・安全な場所に居る場合は指定緊急避難場所に行く必要はありません。
- ・指定緊急避難場所へ避難する際は、飲食物は持参してください。備蓄品はありません。
- ・指定緊急避難場所は配慮を要するかたを単独で受け入れることはできません。
必ず支援者と一緒に避難してください
- ・ペットの受け入れはアレルギーなど衛生面やにおいの付着などを考慮して行っていません。

避難に関する問い合わせは避難場所ではなく、

市役所危機管理課 046-252-7395 に問い合わせてください。